

救急救命士が医師の指示を受けずに特定行為を行った事案の検証結果

匝瑳市横芝光町消防組合消防本部

## 1 当該事案について

### (1) 発生日時

令和4年1月3日（月）16時48分～16時52分

### (2) 発生場所

現場において活動中の救急車内

### (3) 傷病者

80代男性

### (4) 事案概要

令和4年1月3日（月）16時36分覚知の救急活動において、傷病者が心肺停止状態だったため、救急車に収容した後、救急救命士が特定行為（食道閉鎖式チューブによる気道確保、静脈路確保、薬剤投与）を行ったが、帰署後に、医師からの指示が未要請であった事が判明したものの。

なお、傷病者は病院到着後に心拍再開し、そのおよそ1時間後に転院搬送される。

### (5) 時系列

令和4年1月3日

16時36分 覚 知

16時38分 出 動

16時42分 現場到着（支援隊同時現着）

16時43分 傷病者接触 心肺停止状態（目撃あり）

16時44分頃 救急隊長（救急救命士）が、支援隊長（救急救命士）から特定行為に係る家族へのインフォームドコンセントが完了した旨の報告を受け、医師からの指示要請と誤認

16時45分 車内収容

16時46分 心電図解析 初期波形心静止

16時47分頃 救急隊長から静脈路確保を実施するよう指示を受けた隊員（救急救命士）が、既に指示要請済みであると誤認

16時48分 ラリングアルチューブにて気道確保（隊長実施）

16時51分 静脈路確保（隊員実施）

16時52分 アドレナリン投与（隊員実施）

16時53分 現場出発

16時56分 病院到着

16時57分 医師引継

### (6) 原因

救急隊の救急救命士が、支援隊長（救命士）から特定行為に係る家族へのインフォームドコンセントが完了した旨の報告を、特定行為の指示要請と誤認したため。

## 2 事後検証会議

### (1) 開催日時

令和4年1月17日(月) 16時15分～17時15分

### (2) 会場

総合病院国保旭中央病院 2号館4階 会議室3

### (3) 出席者

国保旭中央病院救命救急センター 医師3名  
千葉県東部地域メディカルコントロール協議会事務局 2名  
匝瑳市横芝光町消防組合消防本部 救急救命士4名

### (4) 課題の整理

- ・特定行為に係る医師への指示要請は、処置に直接当たっていない救急救命士が行うことがあり、現場の状況によっては支援隊が行うこともある。
- ・特定行為を行う者以外の救急救命士が医師へ指示要請する場合に、意思疎通を確実にする取組が必要。

### (5) 検証医師の意見

- ・現場において直接処置を行わない救命士が特定行為に係る医師への指示要請を行うことは問題ない。処置を行う救命士が迅速に処置の準備に当たることができるため、傷病者にとって有益であると考え。ただし、医師への指示要請を行う救命士は、傷病者の前にいて、心電図モニターや換気が可能かどうかなどを、把握できている必要がある。
- ・支援隊長等、統括的な活動をしている者が医師と連絡を取った場合に、実際に処置を実施する救命士と情報の共有を図れないことが起こりうるため、特定行為を行う救急救命士が指示要請を行った医師の名前を確認することも、再発防止策となりうる。

### (6) 再発防止に向けた取組

- ① 特定行為の指示要請は、現場の状況と傷病者の観察・評価を把握している救急救命士が行うことをプロトコールに記載し、改めて周知徹底する。
- ② 特定行為の指示要請を行った救急救命士は、医師の名前を確認し、救急救命士間で共有することをプロトコールに定め、意思疎通の徹底を図る。
- ③ ワイヤレスイヤホンを導入し、特定行為の処置を行う救急救命士が、円滑に医師への指示要請も担えるようにする。